

非化石価値取引について

資源エネルギー庁

2024年3月22日

本日のご議論

- 本日は、非化石価値取引市場の2023年度第3回オークション結果をご報告させて頂いた上で、昨年9月に実施した高度化法アンケートの回答も踏まえつつ、高度化法義務達成市場の最終オークションの見込みについてもご報告させて頂く。
- その後、非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保と、電力小売GLの改定について御議論を頂きたい。

1. 2023年度第3回オークション結果

2. 非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）

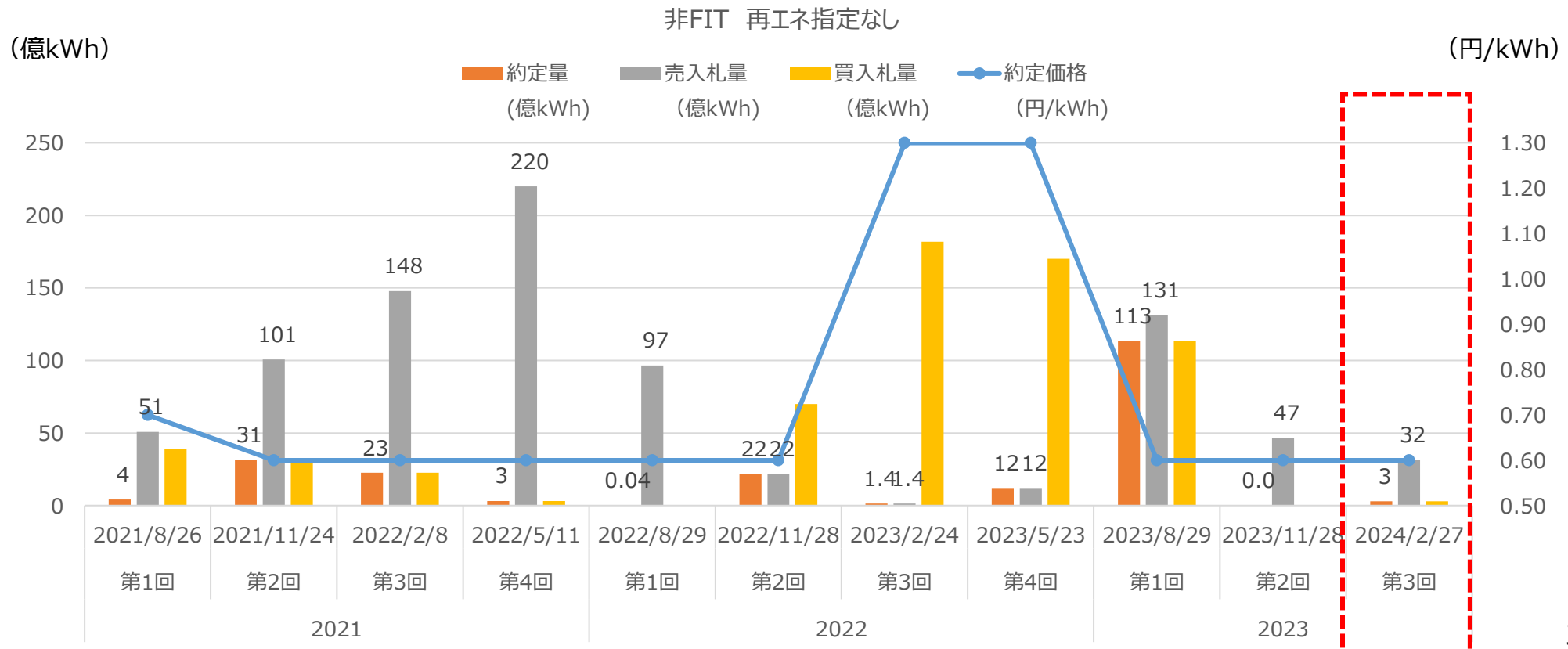
3. 電力小売GLの改定

高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定なし） 第3回オークション結果

- 第1回オークションでは、高度化法の対象事業者を中心に大口の入札が複数存在（※1）したが、第2回オークションでは、そのような大口の需要がなくなったことで、買い入札が激減し（※2）、約定量は僅かにとどまった。
- 第3回オークションでは、高度化法義務対象事業者による買い入札もあり、**約定量は3億kWh**となった。

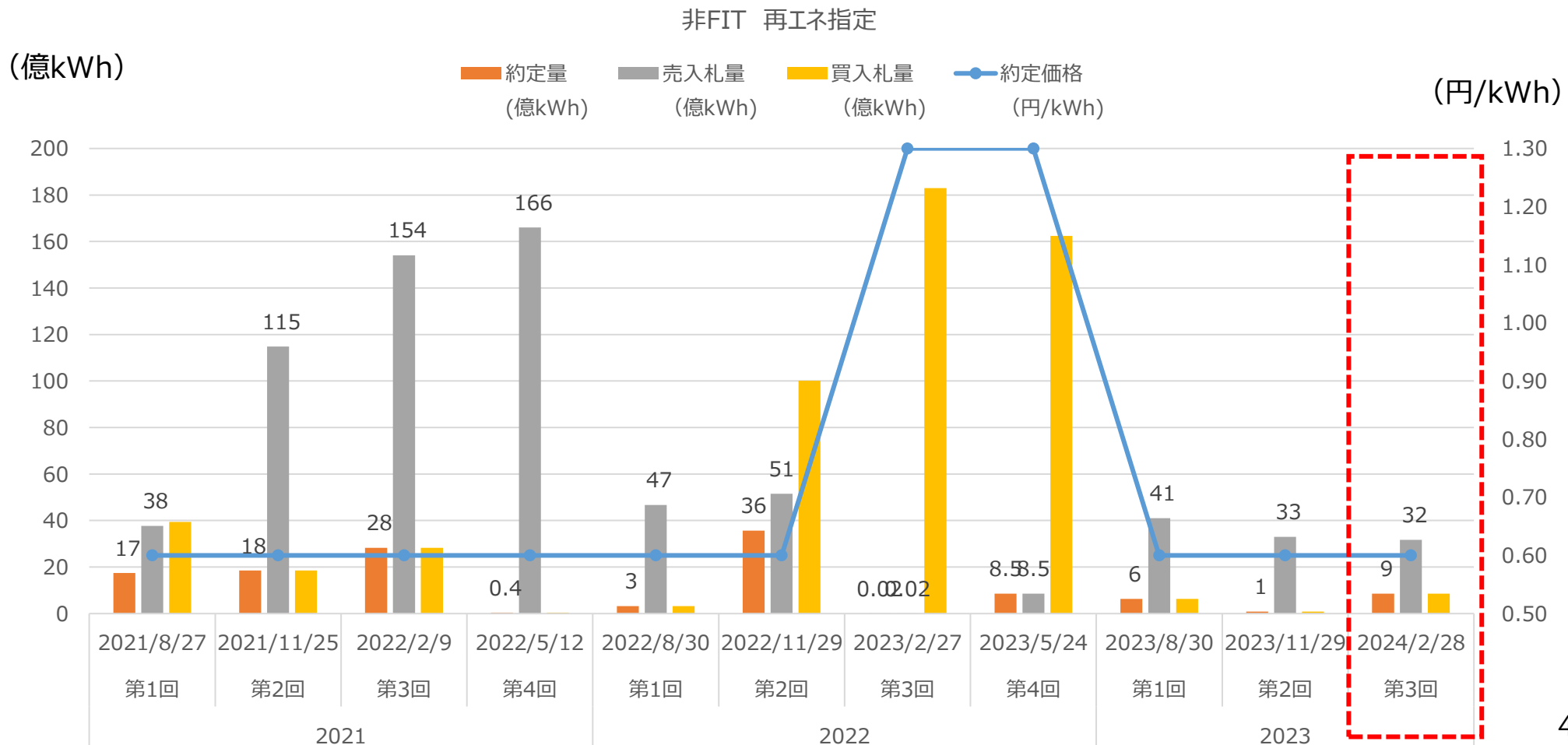
（※1） 9社により約110億kWhの買い入札が行われ、そのうち、高度化法の対象事業者は8社で買い入札量のほぼ全量を占めていた。

（※2） 買い入札は2社であったが、いずれも高度化法の対象外であった。



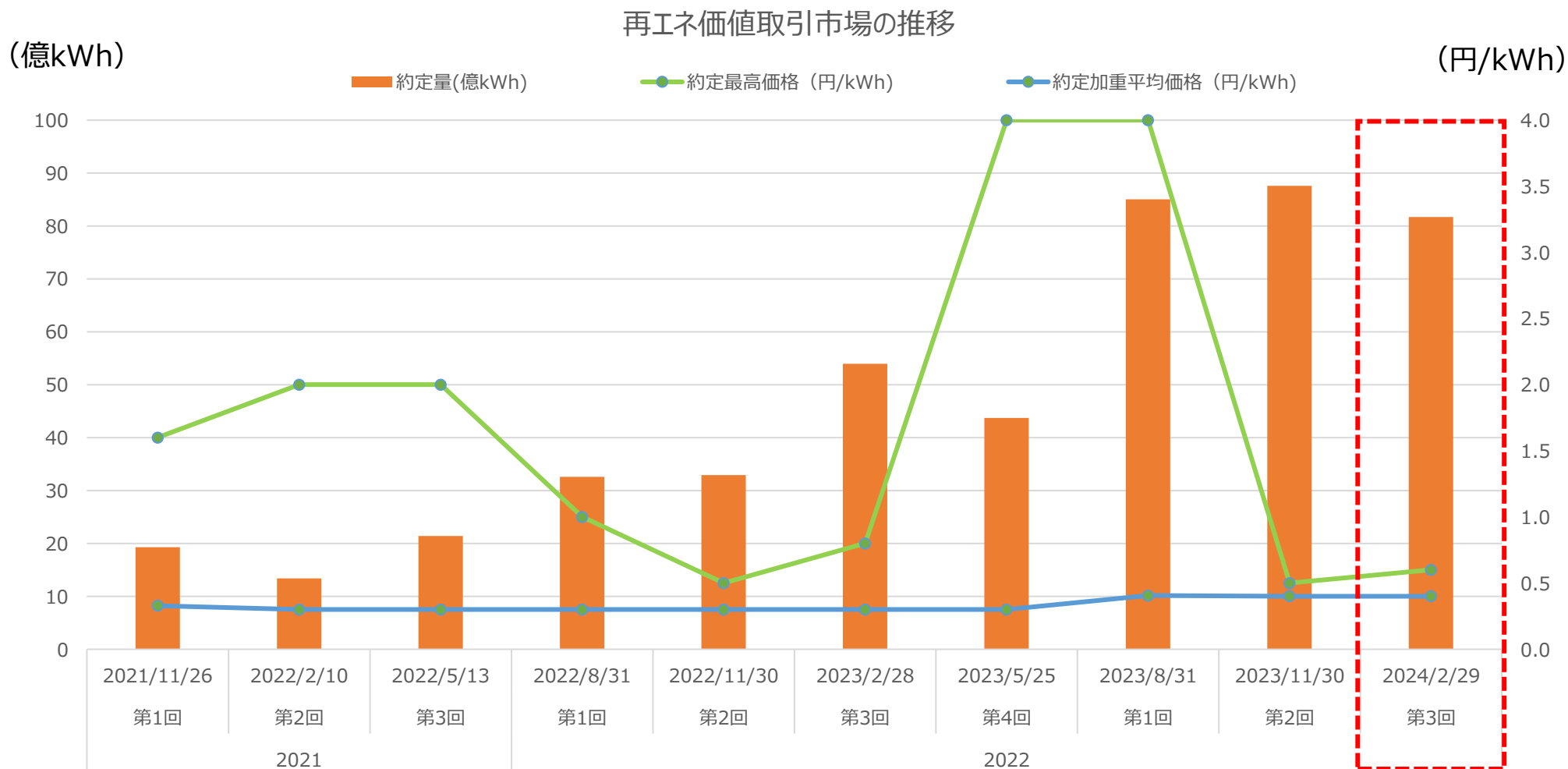
高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり） 第3回オークション結果

- 第1回オークションでは高度化法の対象事業者を中心に買い入札量が約6億kWh（15社）あったが、第2回オークションでは、買い入札量が低下した結果、約定量は減少した。
- 第3回は、高度化法義務対象事業者を中心に、**約定量は9億kWh**となった。



再エネ価値取引市場 第3回オークション結果

- 再エネ価値取引市場の約定量は第1回オークションから高水準で推移しており、第3回の約定量は約82億kWhとなった。また、約定加重平均価格については、これまでの傾向と同じく、最低価格水準（0.4円/kWh）となった。



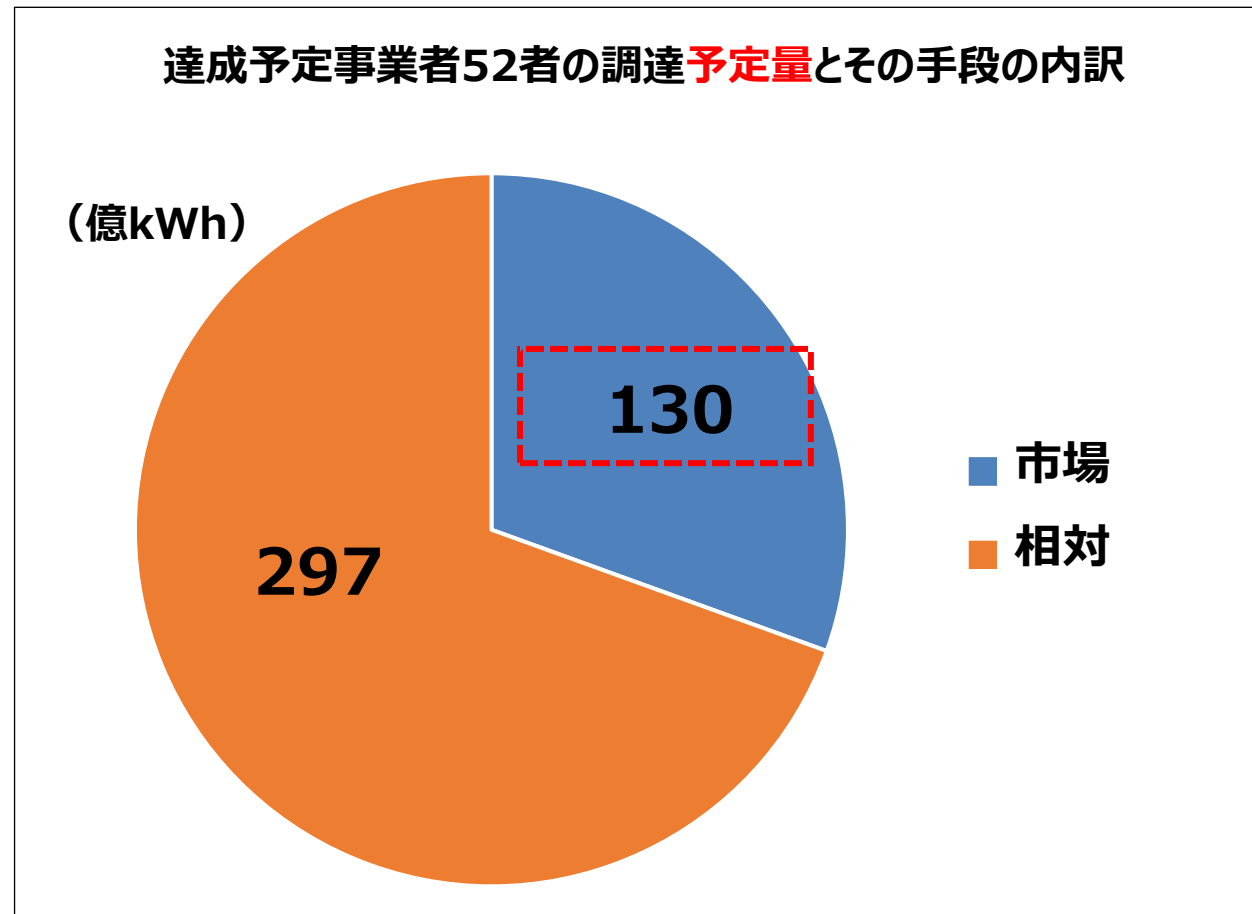
高度化法義務達成市場 最終オークション見込み

- 昨年9月（第1回オークション終了後）に、23年度の間目標対象事業者に対して、高度化法義務の達成状況に関するアンケートを実施した。
- 当該アンケート結果によると、23年度の高度化法義務達成に向けて、第2回～第4回オークションでの調達予定量は約130億kWhとの回答であった。
- それに対して、第2回～第3回のオークションにおける約定量は約13億kWhであり、当該約定量と調達予定量の差分、約120億kWhが最終オークションで調達される可能性がある。
- この点、最終オークションにおいても今回と同量の売入札（約65億kWh）が行われると仮定した場合、買入札量（約120億kWh）が売入札量を上回り、ひっ迫のおそれがあるようにも思える。
- そのため、最終オークションで見込まれる買い入札量の大部分を占める事業者に対して個別に確認を行ったところ、昨年9月のアンケート以降、証書の調達計画が変化し、必要量の大半を相対契約により調達済とのことであった。
- 上記を踏まえると、現段階では最終オークションにおいて非FIT証書のひっ迫が生じるおそれは小さいと思われる。
- なお、本作業部会での整理に従い、最終オークション前に2回目の事業者アンケートを実施し、万が一ひっ迫のおそれが確認された場合は、FIT証書の代替活用など必要な手段を速やかに講じる予定である。

【参考】達成予定の事業者の調達予定量とその手段の内訳

第87回 制度検討作業部会
(2023年12月25日) 資料4
赤字追記

- 来年6月までに達成予定と回答した52者のこれからの調達予定量は、合計で**約427億kWh**であった。また、相対による**調達予定量が、調達予定量の約7割**を占める見込みとなっている。



(注1) 「相対」は他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く。

【参考】発動のタイミング・条件（案）

- 発動タイミングは、最終オークション前の4月に発動有無を判断する。
- 発動有無の判断指標となる需給バランス見込みは、3月実施予定の事業者アンケートの調達必要量と証書供給余力を元に試算する。
- 他方で、最終オークション前に発動有無を判断することにより、買い手が再エネ価値取引市場に流れ、本来、高度化法の履行手段として用いられるべき非FIT証書に余剰が生じてしまうことは、高度化法の趣旨にも反すると思われる。
- そのため、非FIT最終オークションにおいて、必要調達量を第三回オークションにおける非FIT証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを代替調達の条件とする。

	2023年												2024年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
非FITオークション								#1			#2			#3			#4							
FITオークション								#1			#2			#3			#4 代替調達は最終オークションでのみ実施可能							
代替調達実施判断																	★需給バランス見込みを踏まえ決定							
①事業者アンケート									第1回						第2回									
②JEPXへの口座登録							第1回			第2回			第3回		第4回		■現状							
③発受電月報								第1回			第2回		第3回			第4回								

1. 2023年度第3回オークション結果
2. **非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）**
3. 電力小売GLの改定

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保①

- 第84回本作業部会において、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化し、その際、FIT制度の対象燃料種についての非FIT非化石認定における追加的な負担を軽減する観点も踏まえる必要があることから、**FIT/FIP制度の対象燃料種となっている非FIT非化石電源に対する非化石価値の認定に際しては、FIT/FIP制度を参照することを基本**とした。
- FIT/FIP制度では、バイオマス発電に対して、認定基準の一つとして燃料の安定調達（持続可能性等）を確保することを求めている。
- 一方で、FIT制度の支援を受けない非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては、これまで燃料の安定調達（持続可能性等）の確保は要件としてこなかった。
- この点、燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されない非FITバイオマス電源に対して、今後も非化石価値の認定（非化石証書の発行）が行われるとした場合、バイオマスの長期電源化に望ましくない影響を与えるおそれもある。
- 以上を踏まえ、今後、**非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定**においても、**燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（※）への準拠を求めることを基本**としてはどうか。

（※）資源エネルギー庁『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）』第2章 適正な事業実施のために必要な措置 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保②

- ただし、調達期間/交付期間中のFIT混焼設備（※）・FIP設備については再エネ特措法において燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されているところ、非FIT非化石電源に対する非化石価値の認定においては、改めての証明は不要としてはどうか。

（※）FITバイオマス設備において、調達上限比率を超過したバイオマス発電分は非FIT非化石証書の発行（非化石価値の認定）が可能。

（注）卒FIT/卒FIP設備については、その調達期間/交付期間終了後も継続して燃料の安定調達（持続可能性等）が証明されたバイオマス燃料が使用されることを確認する必要があることから、非FIT非化石認定において、改めてその証明を求めることとする。

- なお、スケジュールや認定方法等のその他詳細については、非FIT非化石認定の基本的な方針の通り、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら定めることとする。

スケジュール案		2023年度						2024年度												2025年度	
		～	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
制度	審議会（本作業部会）での承認																				
運用	申請事業者への周知（概要）																				
	申請事業者への周知（手続詳細）																				
運用	運用開始																				

※農産物（固形）の燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の証明についてはFIT/FIP制度においても一定の猶予期間が設けられている。非FIT電源に対する非化石価値の認定においても、認定事務局の対応に準備期間を要することを踏まえ、25年2月発電分（25年4月申請分）から要件化する想定。

共通

木質バイオマス/農産物（液体）

農産物（固体）

【参考】非FIT非化石価値認定において燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が求められる要件

- FIT/FIP制度に準じ、対象電源・燃料について、2024年10月発電分以降（予定）の非FITバイオマス電源に対する非化石認定の要件として、認定事務局に対して燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要となる※1。
- なお、ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。

対象発電月	2024年10月発電分以降（予定）
対象電源	調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備を除く非FIT非化石電源
対象燃料	燃料区分B：間伐材等由来の木質バイオマス 燃料区分C：一般木質バイオマス 燃料区分G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）
証跡提出時期	対象発電月以降における初回の電力量認定 時
証明方法※2	『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』に則り証明すること。
その他条件※3,4	他事業者のバイオマス調達に著しく影響を及ぼすことなく調達すること等を約する誓約書を提出すること。

※1 原則、燃料の安定調達（持続可能性等）が証明ができたものについては【再エネ指定有】を選択できるものとし、証明できないものについては【再エネ指定無】でも認定不可となります。

※2 『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene//kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

※3 誓約書ダウンロードURL（別途記載予定）

※4 必要に応じて追加情報を提出いただく場合がございます。

【参考】FIT制度における持続可能性の確認方法

第13回 バイオマス持続可能性WG（2021年11月22日）
資料1より一部改

- FIT制度における持続可能性の確認方法は以下の通り。
- 持続可能性については、輸入木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに求められており、前者は合法性ガイドライン、後者はRSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3を用いている。

FIT制度における持続可能性の確認方法

バイオマス種	事業計画策定ガイドラインにおける要求事項
国内森林に係る木質バイオマス	・ 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講じること。
輸入木質バイオマス	・ 加工・流通を行う取扱者から、 持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付 を受け、 事業実施期間にわたりその書類を保存 するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	・ 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、 第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB 又は GGL又は ISCC Japan FIT 又は MSPOPart4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。 ・ また、燃料納入時に認証燃料であることを確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。
メタン発酵ガス	・ 計画の自主策定
一般廃棄物、産業廃棄物	・ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業や廃棄物処理施設の許可
建設資材廃棄物	・ 木材資源リサイクル協会との事前調整

【参考】非FIT非化石認定の基本的な方針について

- 現状、ある電源が非FIT非化石であることを認定するに際しては、基本的にFIT制度を参照することとし、例えば、バイオマス発電における非FIT非化石認定の対象燃料の区分やバイオマス比率の計算方法は、FIT制度と同様のものを用いている。
- 他方、先般の高度化法改正に伴い、新たに非化石電源として追加された水素・アンモニアなどのように、FIT制度の対象外となっている非化石電源に関しては、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら認定フローを定めている。
- そのような中で、今後、FIT制度の対象ではない新たな燃料種に対する、非FIT非化石認定のニーズが増加することも見込まれる。
- このため、今後の非FIT非化石認定に当たっては、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化するとともに、FIT制度の対象燃料種についての非FIT非化石認定における追加的な負担を軽減する観点から、**以下を基本とすることとしてはどうか。**
 - **FIT制度の対象となっている非化石電源に関する非FIT非化石認定については、FIT制度を参照する。**
 - **FIT制度の対象外の非化石電源に関する非FIT非化石認定については、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら認定フローを定める。**

1. 2023年度第3回オークション結果
2. 非FITバイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）
- 3. 電力小売GLの改定**

電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示方法に関する指針

- 「電力の小売営業に関する指針」（以下「電力小売GL」という。）は、小売電気事業者が電気事業法などの関係法令を遵守するための指針を示すものであり、電気の需要家の保護の充実に図り、電気事業の健全な発達に資することを目的とするものである。
- 電力小売GLでは、需要家への適切な情報提供という観点から、電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示方法に関する指針も示されており、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）により、適切な開示がなされているかの確認や、事業者に対する問題点の指摘といった対応が行われている。
- そのような中、監視等委より、現行の電力小売GLの電源構成等や非化石証書の使用状況の開示方法に関する記載は、項目が多岐にわたり、小売電気事業者が容易に理解できるものにはなっていない可能性があるとの指摘がなされた。
- その後、監視等委において検討が行われた結果、**電力小売GLの電源構成等や非化石証書の使用状況の開示方法に関する記載**について、全体像を示した整理表を追加するなど、**読みやすい構成・内容に改定を行う旨の建議が、監視等委からなされた**ところ。
- この点、非化石証書以外の証書やクレジットなども普及している中、環境価値の訴求におけるそれらの位置づけや非化石証書による訴求方法をわかりやすく、明確にするような**本変更は、小売電気事業者による適切な情報提供を促し、需要家の保護の充実に資するもの**と考えられることから、**建議のとおり、電力小売GLを改定**することとしてはどうか。

【参考】検討の背景、対応の方向性

- 小売GLに記載のとおり、電源構成等や非化石証書の使用状況（以下「電源構成等情報」という。）を適切に開示することは、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待されるなど、一定の意義があると考えられる。
- 一方で、調達する電源種と非化石証書の組み合わせ方などに応じて、適切な表示を行う必要があるところ、適切な表示が行われていない事例も確認されている。
- ただし、小売GLの電源構成等情報に関する記載は、項目が多岐にわたり、特に注意を要する点を容易に理解できるものにはなっていない可能性がある。
- そのため、P5～P8に示すとおり、小売GLの電源構成等情報に係る記載について、
 - ✓ 電源構成等情報の表示に係る全体像を示した「整理表」を追加。
 - ✓ 「問題となる行為」と「望ましい行為」が混在した記載については、それぞれを分離して記載。
 - ✓ 電源構成等情報の表示例が、各項目に点在しているところ、一つの項目に集約。など、読みやすい構成・内容に改定することとしてはどうか。

【参考】電源構成等情報の表示に係る整理表（イメージ）

第92回 制度設計専門会合
(2023年12月26日) 資料3

- 今回、小売GLに追記する「電源構成等情報の表示に係る整理表」は、次ページのとおり、「調達する電源種」と「非化石証書の使用の有無」のそれぞれの組み合わせについて、表示可能な内容を分かりやすく整理したものである。
- なお、小売GLでは、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、「問題となる行為」として位置づけている。一方で、現在、非化石証書以外の様々な証書やクレジットなどが普及しているところ、その位置づけを明確化するため、
 - ① 非化石証書以外の証書等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないものの、
 - ② 小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられない

といった旨を小売GLに記載することとしてはどうか。

【参考】電力の小売営業に関する指針（令和5年4月最終改定）（抜粋）

iii) FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの
(前略)

① 非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること

(前略) FIT電気についても、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものであり問題となる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる（以下略）。

【参考】電源構成等情報の表示に係る整理表（イメージ）（2/2）

				調達する電源種							
				①		②		③		④	
				FIT電気		FIT電気以外の非化石電源				①～③以外 JEPX調達・火力など	
						再エネ電源 (卒FIT・FIP・大型水力など)		②以外の非化石電源 (原子力など)			
非化石証書の使用	あり	FIT非化石証書		再エネ + CO2ゼロエミ (※1・2)	再エネ + CO2ゼロエミ (※2)	実質再エネ + CO2ゼロエミ (※2・3)	実質再エネ + 実質CO2ゼロエミ (※2・3)				
		非FIT 非化石証書	再エネ指定								
			再エネ指定なし	CO2ゼロエミ (※1・2)	CO2ゼロエミ (※2)		実質CO2ゼロエミ (※2・4)				
		なし		環境価値の訴求不可 (※5)							

※ 1 : FIT電気については、①「FIT電気」であること、②FIT電気の割合、③FIT制度の説明、の3要件が必要。

※ 2 : 必要量の非化石証書を割り当て、CO2排出量がゼロとなるように調整した場合。

※ 3 : 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これにFIT非化石証書又は再エネ指定の非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。

※ 4 : 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定なしの非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。

※ 5 : 非化石証書以外の証書やクレジット等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないことに留意。また、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることは、環境価値の訴求に当たることにも注意が必要。ただし、小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書やクレジット等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられないことに留意。

【参考】現状の「再エネ」「CO2ゼロエミッション」表示に係る整理表

- 「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」などと表示する際に必要な電源種と非化石証書の組み合わせ方について、現状は全体像が分かりにくい整理表となっている。

「再エネ」表示の整理

①再エネ指定証書 ＋非 FIT 再エネ電源	②再エネ指定証書 ＋FIT 電気	③再エネ指定証書 ＋①②以外の電源の電気(JEPX 調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (＋FIT 電気の説明)※1	実質再エネ (＋調達電源の説明)※2	訴求不可

※ 1 FIT電気については、3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)が必要。

※ 2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定の非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

「CO2ゼロエミッション」表示の整理

①非化石証書 ＋非 FIT 再エネ電源	②非化石証書 ＋FIT 電気	③非化石証書 ＋①②以外の電源の電気(JEPX 調達・化石電源等)	④証書使用なし
CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (＋FIT 電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (＋調達電源の説明)※2	訴求不可

※ 1 上表の※ 1に同じ。

※ 2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

【参考】小売GLの電源構成等情報に関する記載の改定イメージ（1/2）

- 小売GLについて、改定イメージの目次構成は以下のとおり。
- なお、読みやすさを向上する観点から、各項目で重複する記載や過去の審議会に係る情報などについては集約・削除し、真に必要な情報に絞ることも検討する意義があると考えられる。

現行の小売GL		改正イメージ		備考
(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法				
ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する考え方		ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する <u>基本的な</u> 考え方		
	<u>【新設】</u>		i) 本指針の位置づけ	・ 現行の小売GLの(3)アの内容を基に記載。
			ii) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示に関する <u>基本的な整理</u>	・ 電源構成等情報の表示に係る全体像を示した「整理表」を追加。
<u>イ 望ましい行為及び電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例</u>		イ 望ましい行為		・ 表示例は「(3)エ」に集約。
	i) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示		i) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示	
	ii) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例		<u>【削除】</u>	・ 表示例は「(3)エ」に集約。
	<u>iii) 望ましい算定や開示の方法</u>		<u>ii) 望ましい算定や開示の方法</u>	
	<u>【新設】</u>		<u>iii) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合における望ましい行為</u>	・ 「望ましい行為」に関する内容を分離して記載。

【参考】小売GLの電源構成等情報に関する記載の改定イメージ（2/2）

第92回 制度設計専門会合
(2023年12月26日) 資料3

現行の小売GL		改正イメージ	備考
ウ 問題となる行為		ウ 問題となる行為	
i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの		i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの	
ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの		ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの	
iii) FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの		iii) FIT電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの	
iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの		iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの	
v) 各種電力メニュー等に関する表示例		【削除】	・ 表示例は「（３）エ」に集約。
vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの		v) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの	・ 「望ましい行為」に関する内容は、別の区分に分離して記載。
【新設】		エ 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の表示例	・ 表示例を集約して記載。 ・ なお、表示例は、あくまで優良事例を示すものとし、「望ましい行為」や「問題となる行為」に係る内容は本文に集約。